

(平成27年度第3回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：平成28年3月24日（木）

午前10時から

場 所：市役所3階301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (4) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (5) その他

3 議 題

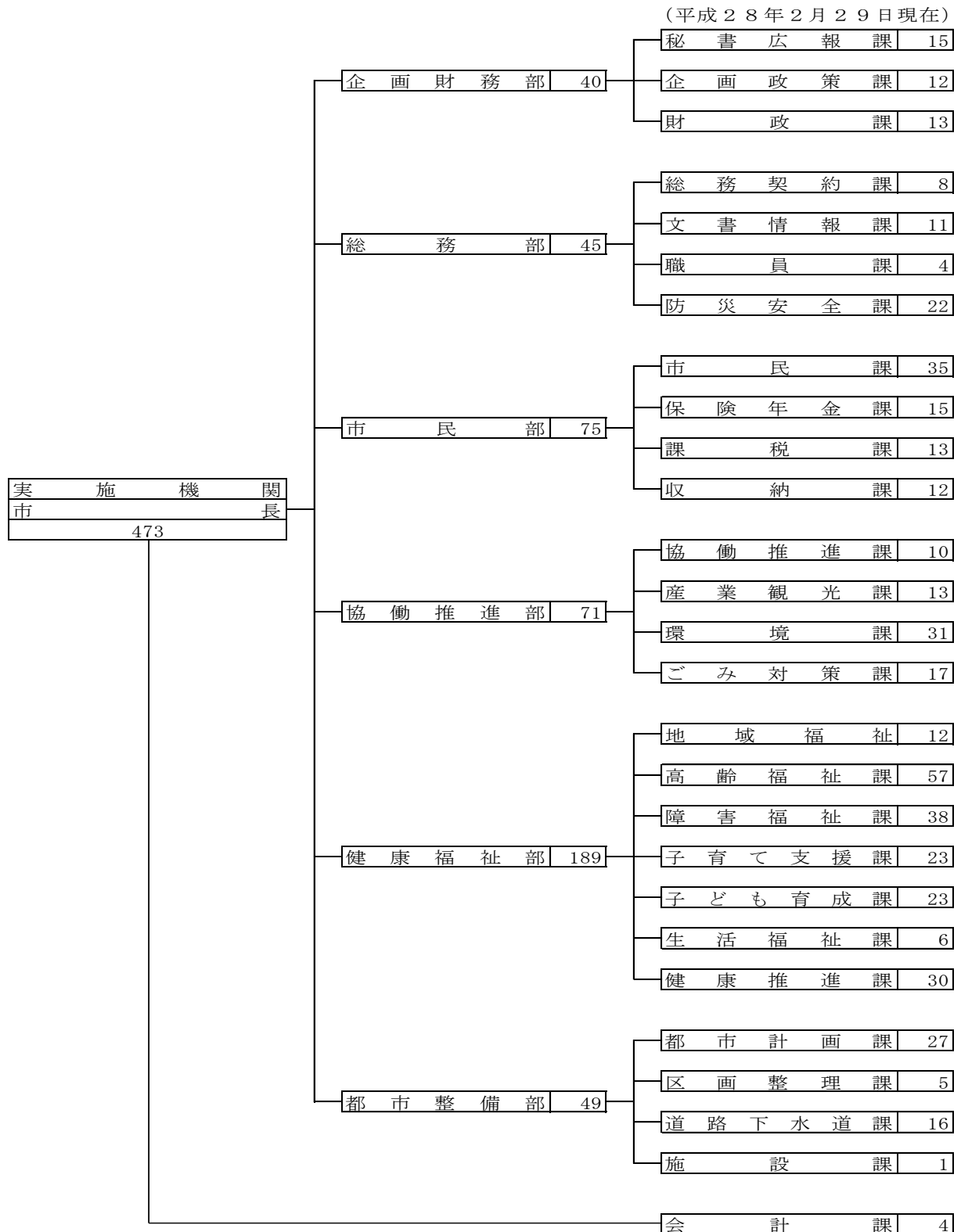
- (1) 小学校通学路の防犯カメラによる本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について
- (2) 公園等での防犯カメラによる本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について
- (3) その他

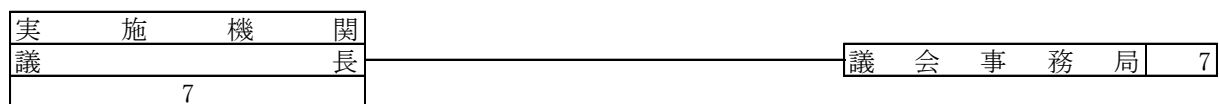
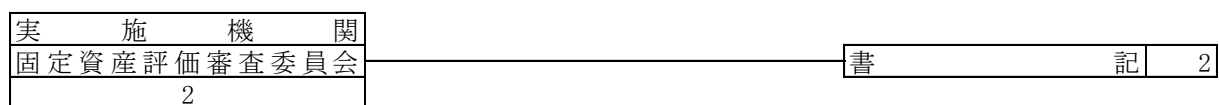
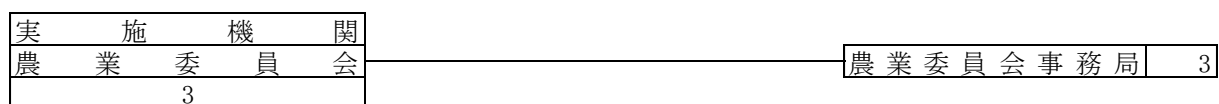
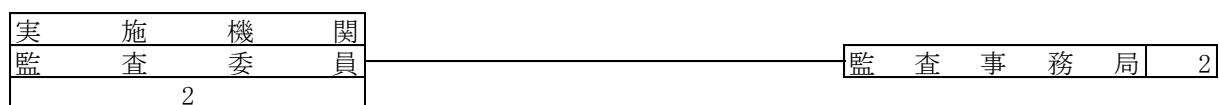
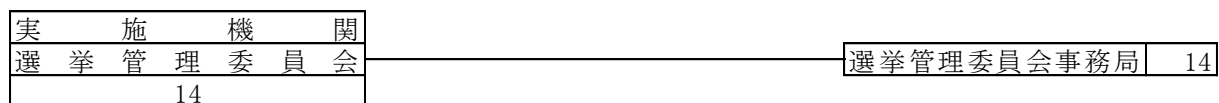
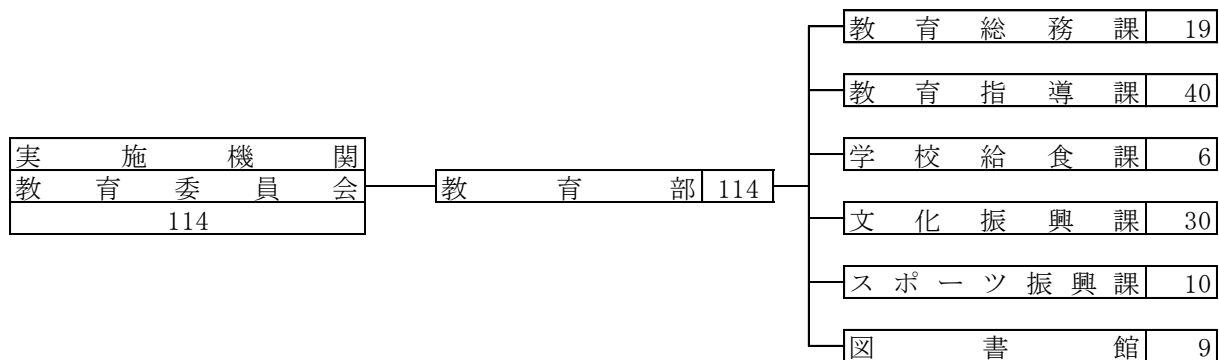
4 閉 会

報告事項(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記





実 施 機 関	件 数
市 長	473 件
教 育 委 員 会	114 件
選 挙 管 理 委 員 会	14 件
監 査 委 員 会	2 件
農 業 委 員 会	3 件
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	2 件
議 長	7 件
合 計	615 件

報告事項(2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について（条例第6条第1項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項…届出件数15件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例（抜粋）

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について（条例第6条第1項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項…届出件数 72件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例（抜粋）

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(4) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について（条例第8条第4項・第5項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数122件、提供先件数1311件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例（抜粋）

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等しようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(5) その他

議 題(1) 小学校通学路の防犯カメラによる本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 本人以外のものからの個人情報の収集の適否（条例第7条第2項第9号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	教育部教育総務課
	本人以外のものからの個人情報の収集をする業務の名称及び内容並びに本人以外のものからの収集により業務を行う理由	<p>(業務の名称) 小学校通学路防犯カメラ設置業務</p> <p>(業務の内容) 学校、地域等が連携して行う登下校時の通学路における児童の見守り活動を補完するため、市が防犯カメラを設置し、児童の安全確保の強化を図るものである。</p> <p>(本人以外のものからの個人情報の収集により業務を行う理由) 防犯カメラを設置して、映像データを収集することは、通常の個人情報の目的外収集とは異なり、個人情報の収集（及び外部提供）が本人に利益を与えるものではなく、捜査機関等が実施する犯罪捜査等への協力であり、又収集する際に、本人の事前の同意を得て撮影することは不可能なため。</p>
	個人情報の利用目的	学校、地域等が連携して行う登下校時の通学路における児童の見守り活動を補完するため。
	個人情報の記録の対象範囲	防犯カメラにより収集する映像データは、概ね7日間で、通学路の防犯及び安全のために必要な範囲内とし、又はプライバシー保護のため、マスキング処理を行う。
	本人以外のものから収集をする個人情報の記録項目	映像データ
	個人情報の収集の相手方	防犯カメラ周辺の不特定多数の人
	備考	

イ 上記収集をした際の本人への通知の省略（条例第7条第3項・施行規則第3条第3項第2号）

ウ 外部提供の適否（条例第8条第2項第6号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	教育部教育総務課
	目的外利用をする個人情報取扱業務の名称	小学校通学路防犯カメラ設置業務
	保有個人情報の目的外利用により業務を行う組織等の名称	警視庁等
	保有個人情報の外部提供により行う業務の名称及び内容並びに目的外利用により業務を行う理由	<p>（業務の名称） 小学校通学路防犯カメラ設置業務</p> <p>（業務の内容） 児童の見守り活動を補完し、児童の安全確保の強化を図るため、小学校通学路に防犯カメラを設置する。</p> <p>（外部提供により業務を行う理由） 犯罪捜査等の目的で公文書により照会があった場合、捜査機関等にその映像データを提供するため。</p>
	目的外利用をする保有個人情報の記録項目	映像データ
備考		

エ 上記外部提供をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号）

議 題(2) 公園等での防犯カメラによる本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 本人以外のものからの個人情報の収集の適否（条例第7条第2項第9号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	協働推進部環境課
	本人以外のものからの個人情報の収集をする業務の名称及び内容並びに本人以外のものからの収集により業務を行う理由	<p>（業務の名称） 公園等防犯カメラ設置業務</p> <p>（業務の内容） 公園等（都市公園、児童遊園、地域運動場、運動広場、親水緑地広場）に防犯カメラを設置し、施設等の安全確保の強化を図るものである。</p> <p>（本人以外のものからの個人情報の収集により業務を行う理由） 防犯カメラを設置して、映像データを収集することは、通常の個人情報の目的外収集とは異なり、個人情報の収集（及び外部提供）が本人に利益を与えるものではなく、捜査機関等が実施する犯罪捜査等への協力であり、又収集する際に、本人の事前の同意を得て撮影することは不可能なため。</p>
	個人情報の利用目的	公園等の防犯上の観点から、公園に防犯カメラを設置し、映像を記録することにより個人情報を収集して、犯罪等が発生したときに、捜査機関等に情報提供することにより、犯罪者の検挙等に寄与することを目的とする。
	個人情報の記録の対象範囲	防犯カメラにより収集する映像データは、概ね7日間で、防犯対策に必要な範囲内とする。
	本人以外のものから収集をする個人情報の記録項目	映像データ
	個人情報の収集の相手方	公園等に来園した不特定多数の人
	備考	

イ 上記収集をした際の本人への通知の省略（条例第7条第3項・施行規則第3条第3項第2号）

ウ 外部提供の適否（条例第8条第2項第6号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	協働推進部環境課
	外部提供をする個人情報取扱業務の名称	公園等防犯カメラ設置業務
	保有個人情報の外部提供により業務を行う組織等の名称	警視庁等
	保有個人情報の外部提供により行う業務の名称及び内容並びに外部提供により業務を行う理由	<p>（業務の名称） 公園等防犯カメラ設置業務</p> <p>（業務の内容） 公園等（都市公園、児童遊園、地域運動場、運動広場、親水緑地広場）の安全確保の強化を図るため、防犯カメラを設置する。</p> <p>（外部提供により業務を行う理由） 犯罪捜査等の目的で公文書により照会があった場合、捜査機関等にその映像データを提供するため。</p>
	目的外利用をする保有個人情報の記録項目	映像データ
備考		

エ 上記外部提供をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号）

議 題(3) その他